

米国における青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL: 03-3582-5544
FAX: 03-3582-5309
email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる

アンケート返送先 FAX: 03-3582-5309
 ORA@jetro.go.jp
 日本貿易振興機構 海外調査部 調査企画課 宛

● ジェトロアンケート ●
 調査タイトル：米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用

ジェトロでは、主として中小企業の関係者の皆様が海外にて円滑に事業展開できることを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関する感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体 <input type="checkbox"/> 個人	会社・団体名
		部署名
		お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針（<http://www.jetro.go.jp/privacy/>）に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

目次

要旨 米国における有害情報に対する基本的な考え方とコンテンツ・企業の対応すべき方策	2
1. インターネットについて青少年を守る法律	5
1-1. 有害情報に対する規制法	5
1-2. 児童ポルノ関連の連邦法規定	7
1-3. カリフォルニア州の取り組み	8
1-4. テキサス州の取り組み	8
1-5. 暴力ゲームに対する規制への対応	9
1-6. 対象年齢	9
2. ネットに問題があったときのホットライン	10
2-1. 全米失踪・被搾取子どもセンター	10
2-2. サイバー・チップライン	10
2-3. サイバー・チップラインを運営する、全米失踪・被搾取子供センターの理事一覧	11
2-4. カリフォルニア州の失踪・身元不明者課(California Missing Persons)	12
2-5. テキサス州のインターネット犯罪苦情センター	13
3. 規制についての民間企業の申し立て先と事例	14
4. 規制に対処するため民間企業が設置している団体と最近の活動事例	16
4-1. 米国での民間団体を活用した対応方針	16
4-2. ウェブサイト運営者に対するガイドライン策定	16
4-3. 有害情報のレーティングなどの分類方法	26
4-4. その他未成年者のインターネット環境の改善に関与する民間団体	30

本冊子は、ジェトロが2012年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

要旨

米国における有害情報に対する基本的な考え方とコンテンツ・企業の対応すべき方策

米国でのネット上での有害情報規制の基本的な考え方

近年インターネットやモバイルインフラの進展で、未成年者がポルノなど有害情報へ容易にアクセスできる環境になっている。このため、未成年者が日常的に利用するインターネットやモバイルにおける有害情報対策が各国で大きな課題となってきている。これについては、各国とも問題を認識しているものの、国によって対応方法がまちまちである。米国においては歴史的に、憲法上「言論の自由」の立場が取られていることから、直接的に政府がコンテンツを制作することを規制したり、情報そのものに対する規制を行ったりすることについては、非常に消極的な対応となっている。仮にこれらを厳しく規制する合衆国連邦法や州法が制定されたとしても、民間などからの訴訟を受け、法律そのものが違憲として廃案になるなどの行動が取られて来た。そのため、米国では特定のコンテンツやオンラインゲームを規制の対象とはしておらず、それらが槍玉にあがって裁判になったような事例は現状では見当たらない。

米国における現実的な方策としては、法規制においては原則のみを提示するにとどまり、実務上は、政府が民間企業や業界団体などと協力することで、民間主導の自主規制を促すという形態が取られている。このため、インターネットでの有害情報対策においても、通信行政当局である FCC (Federal Communication Commission) の要請に基づき、業界団体が自主規制を行っているのが現状である。現時点では、未成年者によるインターネットやモバイルの有害情報へのアクセスを制限するには、フィルタリングという技術的な手法でアクセスを遮断する方法が最も有効的となっている。そのため、情報サービス・プロバイダーや携帯電話事業者に対し、未成年者へのアクセス規制を課すことや、あるいは、業界団体等の活動を通じて保護者や学校等がフィルタリング・ツールを導入することを啓蒙・指導することが、現実的な対処方法となっている。

コンテンツの規制の対応方針

	未成年者(主に 18 歳未満)	成人(18 歳以上)
コンテンツの被写体	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者を被写体・題材とするポルノ・暴力行為の制作は、未成年者の意思に関わらず、犯罪行為として罰せられる可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人を被写体とするポルノ・暴力行為は、言論の自由の原則から、特に規制がない(当然ながら強制的でなく本人の意思であるのが前提である)。
アクセス容易性	<ul style="list-style-type: none"> 成人が未成年者に販売したり、見せたりすることは罰せられる。 未成年者に見せないような方策が講じられている(レーティング、フィルタリングなど。) 一方で、未成年者の意思で見ることについての禁止規定等は特にない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に規制はなく基本的に自由である。(言論の自由の元にアクセスすることも自由)

ここで注意をしなければならないのが、未成年者が被写体になっているポルノである。言論の自由を認める米国においても、非常に厳しい法的規制が定められている。

未成年者が被写体になっているいわゆる児童ポルノは、未成年者が性犯罪の被害者につながるために、犯罪行為として厳しく規制がなされている。しかしながら、未成年者が、成人が被写体であるポルノを自分の意思で見ることについては、明確に禁止・制限はされていない。サービス・プロバイダからは、コンテンツのレーティングを行って、未成年者は見てはいけない(一応年齢確認はさせるが、虚偽の申請を行えば見られないわけではない)、と示されているだけにとどまっている。アクセスする未成年者の周辺にいる保護者や学校等が、こうした情報にアクセスしてはいけないと教育したり、フィルタリング・ソフトを入れるなどして、未成年者が自由にアクセスできないようにする対策を講じなければならない、ということとなる。

つまり、コンテンツ企業が、米国にてビジネスを行う際には、未成年者を題材としたポルノをコンテンツとしなければよく、極論ではあるが、成人のポルノや暴力シーンなどが登場するものについては、成人しかアクセスしてはいけないと明言し、自主的にレーティングを行えばよいとも言える。この場合、未成年者が勝手にアクセスした場合には、コンテンツ・プロバイダに対し、アクセスを制限する措置を十分に行わなかったとクレームがつけられることがあったとしても、コンテンツ企業側に対しては、「言論の自由」の原則の元に、クレームがつけられないこととなる。

実際のゲームショップでも、パッケージに年齢制限によるレーティングが示されているものの、酒飯店での酒類の販売のように、身分証明書などによる本人の年齢確認などは特に行

っていないことが多い。しかも、インターネットやモバイルにおいては、成人の監視が全くない状態での個人での利用が可能である。従って、現実的には、未成年者が有害情報にアクセスすることは非常に容易であるという現実がある。そのため、コンテンツ・プロバイダがフィルタリングを行ったり、業界団体等が保護者や学校等への啓蒙活動を行ったりするという方策しか取るべき手段がないという状況である。

日本のコンテンツ企業が非常に気になる点としては、日本のカルチャーの、「萌え系」、「ロリコン」などと呼ばれる、未成年者に見えるキャラクターが登場するコンテンツについての取り組みである。米国における児童ポルノの規制においては、実際の児童が被写体となることは明確に法的に禁止されているものの、たとえばアニメであればどこまでの表現ならば許されるのか、非常にあいまいな状況である。これまで、これに関し、法廷で争ったという具体的事例は見つかっていない。現時点ではこの問題は顕在化していないものと考えられ、こうしたコンテンツが米国で受け入れられるかというマーケティング上の観点は別として、法的に罰せられたり、販売を禁止されたりするようリスクは非常に少ないものと考えられる。いずれにせよ、一般常識的な観点から見て、未成年者には有害と思えるようなコンテンツに関しては、企業側から、レーティング機関等への申し出など、自主的な対応を事前に行っておくことが、無難な対応であると考えられる。

1. インターネットについて青少年を守る法律

1-1. 有害情報に対する規制法

米国では「言論の自由」の原則があるものの、児童に対する性的虐待や児童ポルノ等に関する犯罪については、合衆国連邦法や州法において各種規制が定められている。連邦法における児童ポルノなど有害情報に対する規制については、以下の法律が存在する。

法律名	概要
1977 年性的搾取に関する法律 (Protection of children against sexual exploitation act 1977)	16 歳以下の児童をわいせつな描写物等を制作する目的で使用することを禁ずる。
1986 年児童性的虐待ポルノ法 (Child Sexual Abuse and Pornography Act of 1986)	児童ポルノのわいせつ性要件を捨て、適用年齢を 18 歳まで引き上げ、児童保護を拡張。児童ポルノの製作・頒布の商業的販売目的要件を削除(非営利目的も罰する)
1988 年児童保護及びわいせつ強制執行法(Child Abuse Victims' Rights Act of 1986)	コンピュータによる児童ポルノの伝達・流通・受領を違法とした。児童ポルノ製作への両親・保護者の関与責任を問うため、児童ポルノ制作目的で、児童の一時預かりや管理の権利を売買・取得を禁止した。
1990 年児童保護復旧及び刑罰強化法(Child Protection Restoration and Penalties Enhancement Act of Abuse)	3 つ以上の児童ポルノの単純所持を刑事罰の対象とした。
1996 年児童ポルノ防止(Child Pornography Prevention Act of 1996)	「性的に露骨な行為に従事している児童」の「類似している」描写物の禁止と、「未成年者の性的に露骨な行為の描写を含んでいる」との「印象を与える方法で、公告、宣伝、提示、記述、もしくは頒布されること」を禁止した。 いくつかの訴訟事件で合憲性が問われ、最終的に 2002 年の最高裁判決により憲法違反であることが示された。
1996 年通信品位法 (Communication Decency Act of 1996)	18 歳未満の者に対して、「故意」に「卑猥な又は品位にかける」通信送信を犯罪行為とし、「現在の社会基準に照らし合わせて、その内容が明らかに不快である表現で、性的又は排泄の行為又はその器官を、描写又は記述」した通信を 18 歳未満のものに対して、「故意に」送信又は表示することを禁じた。 しかしながら、直ちにその合憲性が問われ、1997 年最高裁判所は「通信品位法の『品位に欠ける通信』及び『明らかに不快な表示』という規定は違憲と判決した。

法律名	概要
1998 年性犯罪者から児童を保護する法律(Protection of Children from Sexual Predators Act of 1998)	<p>犯罪目的で児童の身元情報伝達のため、州間設備を使用することを禁止。</p> <p>児童の性的搾取においてコンピュータの使用を含め児童ポルノ犯罪の刑罰加重、さらに再犯者についても加重。</p> <p>民事救済規定に加え、民事及び刑事の財産没収規定に児童ポルノ犯罪を加えた。これにより、サービス・プロバイダによる、児童ポルノの通報義務化が規定されている。</p>
1998 年児童オンライン保護法 (Child Online Protection Act of 1998)	<p>インターネットによる情報提供業者に対し、営利目的で 17 歳未満の未成年者に有害な情報を配布することを禁止。</p> <p>言論の自由を侵害するものとして憲法違反の異議申し立てを受け、2004 年 6 月、最高裁は意見の可能性があるとの判断を示して下級審に差し戻し、2007 年 3 月にフィラデルフィア地方裁判所は違憲と判断した。同年 9 月、米政府は上告し、現在も係争中で、合憲と確定するまで施行が停止となっている。</p>
1998 年児童オンライン・プライバシー保護法(The Children's Online Privacy Protection Act of 1998 (COPPA))	<p>自分の子どもがどのような情報をインターネット上で収集しているのか、また、その情報をどのように子どもが使用しているのかを、保護者が管理できるようにすることが主な目的である。13 歳未満の子供からの個人情報対象となり、対象者の個人情報を収集する場合、事前に親の許諾を取ることが必要となる。</p> <p>ただし、ウェブサイト運営者が未成年者による有害情報の閲覧を制限する処置をとった場合における民事責任の制限に関する規定は見られない。</p>
2000 年児童インターネット保護法(Children's Internet Protection Act of 2000)	<p>学校と図書館において子どもがインターネットへアクセスする際に、児童ポルノ等有害情報へのアクセスを制限することを目的として、合衆国政府が実施する資金的優遇措置 (E-料金プログラム; 低額でインターネットを利用が可能) の利用条件として、学校や図書館内のコンピュータにフィルタリング・ソフトのインストール等が義務付けられる。また、大人に対しても、わいせつなあるいは児童ポルノの視覚的描写へのアクセスを禁じる制作も採用しなければならないとした。現在は、公私立の小学校から高校までを含む 80~90% の学校がこの制度を利用している。</p> <p>意見訴訟が提起され、連邦地方裁判所で違憲判決が出たものの、2003 年 6 月連邦最高裁において合憲の判断が示されている。</p>
2002 年ドット・キッズ法(Dot Kids Implementation and Efficiency Act of 2002)	<p>13 歳未満の児童に有害でないウェブサイトへ独自のドメイン名 (.kids.us) を与えることにより、児童にとっても安全なウェブサイトを開発することを目的とする。kids.us のドメイン名を得るには、暴力やポルノなど児童にとって不適切な内容、チャット・ルームやインスタント・メッセージ、同ドメイン外のウ</p>

法律名	概要
	<p>ウェブサイトにリンクを含んではならない。としている。</p> <p>同制度は 2003 年 9 月からスタートし、2006 年 7 月現在で登録されたウェブサイトは、スミソニアン協会や ABC (TV・ラジオネットワーク) など 20 余りである。</p>
<p>2006 年アダム・ウォルシュ児童安全法 (Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006) (別名、「性虐待者登録・通知法 (the Sex Offender Registration and Notification Act, SORNA))</p>	<p>児童をだまして有害なウェブサイトに誘い込むことを目的に、紛らわしい言葉や画像を載せることを犯罪としている。また、性犯罪者に DNA サンプル提出を義務付けることや、FBI が運営する全国的な性犯罪者データベースを作ることなど、性犯罪から児童を守る為の広範な法改正を含んでいる。</p>

(各種資料から Fusion Reactor LLC 作成)

1-2. 児童ポルノ関連の連邦法規定

さらに、児童ポルノについては、児童の性的搾取及び児童ポルノの刑事責任として、合衆国連邦法において、以下のような規定がなされている。

法律名	概要
<p>合衆国法典第 18 編の第 2251 条から第 2260 条 (「児童ポルノ等の定義」)</p>	<p>児童ポルノの定義; 電子的に、機械的にもしくは他の手段により作成されたか創作されたかに関わらず、性的に露骨な行為の写真、フィルム、ビデオ、絵画、コンピュータを用いて作成された映像等を含むいかなる視覚的描写も、未成年者に性的に露骨な行為に従事させたり、視覚的描写物を作成すること、それに類似するものなど。あるいは、それを含むとの印象を伝える方法で、公告、宣伝、提示、記述若しくは頒布されていること。</p> <p>視覚的描写物の定義; 未現像のフィルム、ビデオテープならびに資格的な映像に変換可能なコンピュータディスク上あるいは電気的手段により記録されたデータを含む。</p> <p>性的に露骨な行為の定義; 性行為などを実際の又はまねた行為をいう。</p>
<p>児童の性的虐待行為の禁止 (第 2251 条)</p>	<p>性的に露骨な行為を視覚的に描いた物を制作する目的で、18 歳未満の未成年者を雇用し、使用し、説得し、勧誘し又は強制することや未成年者がそのような行為を行うという意図で当該未成年者を州間若しくは外国通商での輸送を禁じている。また、性的に露骨な行為に従事する児童を使用して制作される視覚的な描写物を、コンピュータ若しくは輸送を含め州間もしくは外国通商を通じて、承知の上で公告することを禁じている。第 2251 条の違反は、10 年から 20 年の禁固刑、罰金またはその併科に処せられる。再犯については適用される刑罰が重くなる (同条 d 項)。第 2251 条違反の団体も罰金に処せられる (同条 d 項)。</p>

法律名	概要
合衆国法典第 18 編の 2258A 条と合衆国法典第 42 編 13032 条の規則	インターネット・プロバイダなどは児童ポルノについての報告 (13032 条) が義務付けられており、上記に該当する行為に関わる情報は有害・違法情報として、「全米失踪・被搾取子どもセンター」が運営している「サイバー・チップライン」への報告が義務付けられている。
合衆国法典第 18 編の 1470 条 (「わいせつ物の未成年者への譲渡」)	16 歳未満の未成年者に対して、その手段を問わず、インターネット上も含め未成年者に対して「迷惑わいせつ文書」を見せたり送ったりすることは違法とされる。
合衆国法典 18 編 2252B(b)条、「ドメイン名を偽る行為」	故意にインターネット上で、18 歳未満の未成年者を騙す意図が見られる虚偽的なドメイン名を使用することを禁じている。
合衆国法典 18 編 2252B(c)条	インターネット上で誤解を与える言動やデジタル画像をソースコードに埋め込む行為

(各種資料から Fusion Reactor LLC 作成)

1-3. カリフォルニア州の取り組み

カリフォルニア州では、児童ポルノへの対応については、合衆国政府の定義に準拠した対応を行っている。

また、「児童インターネット保護法」に準拠し、学校や図書館がインターネットの低額のアクセスを得られるという、E-料金プログラムの適用を受けるためには、フィルタリング・ソフト等を利用して未成年者の有害情報へのアクセスを制限することを、学校や図書館等の公共施設に対して義務付けている。更に、学校や図書館に対して、未成年者のインターネット利用の監視、不正アクセス防止、権限のない個人情報の配布等に関する規定を導入することも義務付けている。また、同州の Cyber Safety for Children においては、保護者に対してもフィルタリング・ソフトのインストールを推奨している。ただし、成人が使うコンピュータについては、フィルタリングの設定に関する規制や制度は存在しない。

1-4. テキサス州の取り組み

テキサス州でも、合衆国法典のわいせつ法令に準じており、州刑法 9 編第 43.21 条においてわいせつが定義されている。また、テキサス州の検事局においては、インターネット上における子どもの虐待者を、「インターネット、チャット・ルーム、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のサイトで、子どもに対する性犯罪を犯す者」と定義しており、これらの者に対し上記の条項を適用している。また、子どもへの性的な暴力や虐待の場面の画像を作成し、共有し、配布する者も同条違反とみなされる。

テキサス州でも、「児童インターネット保護法」に準拠し、フィルタリング対策を行っている。さらに、テキサス州のインターネット・サービス・プロバイダには、自社のサイトにフィルタリング・ソフトのサイトへのリンクを貼ることが義務付けられている。なお、テキサス州法においては、フィルタリングによるインターネットの利用規制はない。テキサス州の検事局では、保護者に対して、各サービス・プロバイダが提供するペアレンタル・コントロールのサービスオプションを選択し利用することを推奨している。

1-5. 暴力ゲームに対する規制への対応

カリフォルニア州では 2005 年に、未成年者へ暴力的ゲームを販売することや貸し出すことを禁じる法律 (Assembly Bill 1179) が成立していたが、米連邦最高裁判所は 2011 年 6 月、この州法は、合衆国憲法修正第 1 条を侵害するという判決を下した。この州法は「人間のイメージに対して殺人、暴行、四肢切断、性的暴行といった範囲をプレイヤーに提供する」ようなゲームを 18 歳未満へ販売することを禁じ、違反した小売業者に対して最大 1000 ドルの罰金を課すというものである。これは、ゲーム業界などから反発を招いた結果、施行前から裁判によって仮差し止めとなり、結局は施行されることなく違憲と判断された。

違憲判断を下したスカリア裁判官によると、ビデオゲームは書籍や演劇、映画などと同様、合衆国修正第 1 条が定める「言論の自由」の対象物になりえるとして、言論の自由を制限する法律を制定してはいけない原則を理由に、この法律は違憲判断となった。多数意見の中で、「たとえ子どもの保護が目的であっても、政府の措置には憲法上の制約が適用される」と述べている。スカリア裁判官はまた、グリム童話や白雪姫、シンデレラなどを例に、一般的な書籍でも暴力的な要素を含んでいることを指摘し、未成年者が手にすべきかどうかの是非は周囲の大人が判断すべきと意見している。

米国のコンピュータおよびビデオゲーム業界を代表する Entertainment Software Association (ESA) は、この裁定を歓迎し、CEO である Gallagher 氏は声明で、「最高裁判所はわれわれが以前から分かっていたことを追認した。つまり、言論の自由の保護は、ビデオゲームに対しても、本や映画、音楽などすべての創造的表現形態とまったく同様に適用されるということだ」と述べている。

この判決はあくまでも販売禁止の是非を問うものであったが、ビデオゲームが「言論の自由」という原則の観点で、書籍や映画などと同等に扱われた、ということで、注目に値するものである。

1-6. 対象年齢

基本的に合衆国法典では、18 歳未満が未成年者とみなされている。しかしながら、一部 16 歳未満を対象とした規定もある。また、州別の規定では連邦法と異なるケースがある。たとえばテキサス州では、未成年者は、学校を卒業するまでの 18 歳未満とされている。ただし法規によっては、16 歳以下を未成年者としている場合もある。

2. ネットに問題があったときのホットライン

2-1. 全米失踪・被搾取子どもセンター

1981年に発足した全米失踪・被搾取子どもセンター(National Center for Missing & Exploited Children)は、米国司法省と連携して、失踪児童の捜索や子どもの性的搾取の防止、あるいは誘拐や性的虐待を受けた子どもと家族をサポートしている。これは非営利団体であるものの、米国政府からの金銭的支援を受けている。合衆国法典 42 編第 5771 条、第 5119a 条「連邦議会により義務付けられている特定業務」に基づき、業務を実行する義務があり、米国司法省のパートナーとして、情報センターとしての役割をしている。1984年に議会で制定された「失踪児童に対する援助法(Missing Children's Assistance Act)」において、全米失踪・被搾取子どもセンターは子ども失踪事件が発生すると、連邦捜査当局との連絡役としての役割を義務付けられている。

2-2. サイバー・チップライン

1998年3月に合衆国法典によって設立された「サイバー・チップライン(Cybet Tipline)」は、全米失踪・被搾取子どもセンターが運営しているサービスである。これは、有害情報などの相談や苦情などの活動の中心であり、日本の消費センターやインターネット・ホットラインセンターと同様の活動を行っている。米国を拠点とする電子サービス・プロバイダや一般ユーザーにより、児童ポルノなどの有害情報が発見されると、「サイバー・チップライン」に通報される。サイバー・チップラインのホットラインは、昼夜年中無休で、電話やインターネットで受け付けられる。

具体的な業務としては、児童ポルノの製造・配布・所有、インターネット上における誘惑・児童買春、未成年者との性交が目的の旅行、家庭外における性的虐待、未成年者に送られる迷惑わいせつ文書、虚偽的ドメイン名・デジタル画像、などに関する通報を受け、警察などと協力し、犯罪を未然に防ぐための取組を行うことである。

通報の内容は、年間のデータとして発表されている。受け取られた報告に関しては、同機関の担当者が内容を厳正に精査し、必要に応じて、FBIなどの警察機関や電子サービス・プロバイダなどと協力して捜査を進めていく。

2001年から2008年までに、児童ポルノと疑われる事例や、その他の児童搾取犯罪に関わるケースがサイバー・チップラインにおいて、650,000件報告されている。このうち児童ポルノの制作・配布・所有が84%を占める。2005年～2010年までに受けた報告の44%は、コンテンツ・プロバイダから提出されたものであり、児童ポルノと疑わしい画像やビデオが、電子サービス・プロバイダによってインターネット上から削除され、その内容がサイバー・チップラインに報告されている。

サイバー・チップラインを運営する、全米失踪・被搾取子供センターの理事会は、インターネット・プロバイダ大手の AOL の John Ryan 氏が会長を勤め、日本企業からも 1 社 CANON USA から参画しており、日本企業の参加は可能である。

2-3. サイバー・チップラインを運営する、全米失踪・被搾取子供センターの理事一覧

National Center for Missing & Exploited Children®

Board of Directors

・Chairman

John Ryan ; AOL Inc.

・Vice-Chairman

Richard R. Kolodziej ; Natural Gas Vehicle Coalition

・Vice-Chairman

Manus Cooney ; Tongur Simpson Holsclaw & Cooney, LLC

・Chairman-Elect

Patty Wetterling ; Minnesota Department of Health

・Treasurer

Richard Fields ; Coastal Development, LLC

・Secretary

Colleen Nick ; The Morgan Nick Foundation

Diane Allbaugh ; The Allbaugh Company, LLC

Cordelia Anderson ; Sensibilities, Inc.

John W. Arnos, Sr. ; Canon U.S.A., Inc.

Hank Asher ; TLO, LLC

Hubert Bell ; U.S. Nuclear Regulatory Commission

Louis Bivona ; Tavern on the Green

Daniel Broughton, MD ; The Mayo Clinic

Robbie Callaway ; First PIC Inc.

Chuck Canterbury ; Fraternal Order of Police

Chris Chiles ; National District Attorney's Association

The Honorable Roy Cooper ; National Association of Attorneys General

Sharon Cooper, MD ; Developmental and Forensic Pediatrics, PA

Guy Cottrell ; U.S. Postal Inspection Service

Howard A. Davidson ; American Bar Association Center on Children and the Law

The Honorable Dennis DeConcini ; U.S. Senator (Retired)

James Dinkins ; U.S. Immigration & Customs Enforcement

Nancy Dube ; International Centre for Missing & Exploited Children

Vincent P. Giuliano ; Marketing Expert

Robert Hannemann, MD ; Purdue University

Stacia Hylton ; U.S. Department of Justice

U.S. Marshals Service

Kenneth Hunter ; TLO, LLC

B. Todd Jones; U.S. Department of Justice

Bureau of Alcohol, Tobacco, Firearms and Explosives

John P. Kelly, Jr.; Inner City Business Products, LLC

Martin Lerner; Founder, American Student List Company

Larry Magid, PhD; Syndicated Columnist and Commentator

Jennifer Mardosz; News Corporation

Douglas L. Matthews; Financial Advisor

Brig Owens; The Bennett Group, Inc.

Ralph Parilla; Parilla & Associates

Kevin Perkins; Federal Bureau of Investigation

Leonard Pfeiffer IV; Leonard Pfeiffer & Company

Winston Price, MD; Past President National Medical Association

Susan Raser; Naval Criminal Investigative Service

Susannah Schaefer; Charles B. Wang Foundation

Mark N. Sirangelo; Sierra Nevada Space Systems

Mark Sullivan; U.S. Secret Service

Revé Walsh

出所) 全米失踪・被搾取子どもセンターHP

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=1438

2-4. カリフォルニア州の失踪・身元不明者課(California Missing Persons)

不明者の特定を行う刑事司法機関であるカリフォルニア州司法局の失踪・身元不明者課は、サイバー・チップラインのカリフォルニア州支所として活動を行っている。ただ、同失踪・身元不明者課では、失踪者の情報提供は行っているが、全般的に苦情などは、連邦のサイバー・チップラインが窓口となっている。

サイバー・チップラインへ報告された内容で同州に関係するものは、サイバー・チップラインからカリフォルニア州個人情報保護室に連絡が入ることである。他方、州独自に、インターネット上でプライバシーについての質問が増えて来たことから、2006年より、消費者のヘルプラインを設け、個人情報の盗難や、あるいは、未成年者からのプライバシーに関する相談も受け対応している。これは、連邦のサイバー・チップラインと同じ機能を果たしている。

2-5. テキサス州のインターネット犯罪苦情センター

テキサス州のインターネット犯罪苦情センター(IC3)は、インターネット上の迷惑行為に関する苦情を扱っているセンターで、民間機関ではなく州政府が運営している。特に未成年者のみを扱っているわけではないが、テキサス州のIC3支所では、連邦捜査局、全米知能犯罪苦情センター(National White Collar Crime Center、NW3C)、司法援助事務局(BJA)などと、インターネット犯罪に取り締まりに関連して連携を図っている。

同センターでは、インターネット上の犯罪に関する苦情を受け、犯人追跡を行っている。また、インターネット犯罪の犠牲者に対し、インターネット上で情報提供を行い、他方、犯罪容疑者に対しては警告が行えるシステムを有している。また同センターでは、連邦、州、自治体、国際的警察機関とその他の規制機関に対するサービスとして、インターネット上における犯罪関連の苦情の内容が照会できるようになっている。

テキサス公安局、犯罪情報機関(Criminal Intelligence Service、以下 CIS)、 失踪者情報センター(Missing Persons Clearinghouse)

テキサス公安局犯罪情報機関(CIS)及び失踪者情報センターは、連邦のサイバー・チップラインのテキサス州管轄の情報センターとなっている。

3. 規制についての民間企業の申し立て先と事例

いったん法案化された連邦法、州法が、憲法の「言論の自由」を侵害するものとして、業界団体等が訴訟を起こし、法案自体が廃案に追い込まれた事例は存在する。繰り返しになるが、以下の事例が存在する。

- 1996年児童ポルノ防止(Child Pornography Prevention Act of 1996)は、「性的に露骨な行為に従事している児童」の「類似している」描写物の禁止と、「未成年者の性的に露骨な行為の描写を含んでいる」との「印象を与える方法で、公告、宣伝、提示、記述、もしくは頒布されること」を禁止したものであるが、いくつかの訴訟事件が起こされ、最終的に2002年の最高裁判決により憲法違反であることが示された。
- 1998年児童オンライン保護法(Child Online Protection Act of 1998)は、インターネットによる情報提供者に対し、営利目的で17歳未満の未成年者に有害な情報を配布することを禁止した法律である。これは、「言論の自由」を侵害するものとして憲法違反の異議申し立てを受け、2007年3月にフィラデルフィア地方裁判所は違憲と判断した。米政府は上告し、現在も係争中で、合憲と確定するまで施行が停止となっている。
- カリフォルニア州では2005年に、未成年者へ暴力的ゲームを販売することや貸し出しすることを禁じる法律(Assembly Bill 1179)が成立していたが、米連邦最高裁判所は2011年6月、この州法は、合衆国憲法修正第1条を侵害するという判決を下した。ゲーム業界などから反発を招いた結果、施行前から裁判によって仮差し止めとなり、合衆国修正第1条が定める「言論の自由」の対象物になりえるとして、違憲判断となった。「言論の自由」の保護は、ビデオゲームに対しても、本や映画、音楽などすべての創造的表現形態とまったく同様に適用されるということとされた。
- 一方、2000年に制定された児童インターネット保護法(The Children's Internet Protection Act、CIPA)は憲法違反であるとして、2002年5月に、ペンシルバニア州東部地方裁判所において提訴された。一旦は、連邦地方裁判所において違憲判決が出ていたが、2003年6月、合衆国最高裁判所において合憲と判断され、現在に至っているものもある。

個別のコンテンツについて、有害情報の削除等に関し、コンテンツ運営企業とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等における個別案件で、民事紛争の解決活動については、把握されている情報はない。しかしながら、関連情報としては、インターネット・サービスの運営に関する訴訟事例として例えば以下のものがある。

- **Facebook の集団訴訟事例**

Facebook は、2008 年に、メンバーの商品の購入履歴などを含む顧客情報を不当に使用したとしてユーザー側から集団訴訟を受けた。2009 年、950 万ドルの示談金の 70%にあたる 600 万ドルを、ユーザーのプライバシーとインターネットの安全な利用についての研究と支持活動をしている財団へ寄付することに同意し、和解を提案した。この和解判決に関しては、反論も出ているため、審査は現在検討中である。その他、Facebook は毎年テキサス州の「ダラスの子ども支援活動センターとダラスの警察局が開催している全米子ども危機会議も支援している。

最近の訴訟和解対策として、非営利、事業者団体へ寄付をするケースが増加している。特に集団訴訟においては、実際の被害者が多すぎるために、各個人への代償が困難であることを原告弁護士が理解している場合、和解の条件として、被告側が事業者団体へ寄付金の支払う、というケースが増えている。ちなみに、2001～2008 年までには少なくとも 65 件の集団訴訟で寄付金により和解が成立している。

実際にどのような民間組織が、訴訟の和解や裁判外紛争処理に関わっているか、具体例は見つけられないが、大抵の場合は、和解や裁判外紛争処理専門の弁護士団体など法律の弁護士集団が行っているようである。

- **カリフォルニア州とテキサス州の取り組み**

上記の連邦で既述の Facebook の場合と同様に、2009 年末には AOL が、ユーザーのメールに不適切にフッターを挿入したと主張する集団訴訟で、ロサンゼルス法律扶助組織に和解資金として 2 万 5000 ドルを寄付したという判例がある。一方、テキサス州では、こういった事例は把握されていない。

4. 規制に対処するため民間企業が設置している団体と最近の活動事例

4-1. 米国での民間団体を活用した対応方針

前述のように、米国では歴史的に、政府が非営利団体の活動を積極的に活用することで、民間団体が政府事業の代行的な役割を担い、社会サービスを提供するという形態が定着している。未成年者のインターネット上での有害情報アクセスや犯罪被害等の防止に関しても、同様に政府と民間団体とが協力している。

米国においては、インターネット上のひわいな表現を規制した1996年通信品位法や1998年児童オンライン保護法が市民団体等からの激しい抗議を受け、言論の自由侵害するものとして違憲判決を受けた。このため、インターネット上のコンテンツ規制においては、欧州などに比べ未成年者保護の目的であっても、できる限り政府が直接介入しないような対応がなされている。このため、インターネットやモバイル・コンテンツに関しても欧州のような政府の関与を伴う規制は積極的に採られておらず、基本的に業界団体の策定するガイドラインを中心とした自主規制システムの構築が行われている。

4-2. ウェブサイト運営者に対するガイドライン策定

FCC は、未成年者が安全にインターネットを利用できるよう、環境改善を行うよう各インターネット事業者に対して推奨しており、これにより業界の自主ガイドラインなどが作成されている。また、事業者はフィルタリング・ツールなどの提供も積極的に行っているが、これは最終的には保護者を選択が委ねられていることから、事業者は保護者への教育・啓発活動を積極的に行っている。

Family Online Safety Institute

ワシントンを拠点とする国際的な組織である Family Online Safety Institute (FOSI) は、家庭におけるインターネットの安全な利用促進を目的に活動している。メンバーは、インターネット、SNS、電話会社などで構成されている。この中にインターネットのコンテンツ・レーティングを提供している the Internet Content Rating Association (ICRA) が存在する。ICRA は、1994年に設立された組織であるが、デジタル・コンテンツが自由に普及すると同時に、未成年者保護を推進するためには業界の自己規制が必要であるということで設立された。

FOSI は、言論の自由を尊重しつつ、安全管理を促すことで、インターネット上における未成年者と家族の安全を守る活動を行っている。これには、一般市民の理解を促進するための、公共政策、技術、教育に関するイベントが含まれる。FOSI は、政府、産業界、非営利団体等と協力し、未成年者が利用できるウェブ上の技術的な解決策を提供している。また、同団体は、ウェブサイトの運営者向けのガイドラインを設けており、ラベリングやコンテンツに関するアドバイスも行っている。

FOSI Board メンバー

- Kim P. Sanchez
Director of Privacy and Online Safety & FOSI Chair; **Microsoft Corporation**
- Richard Allan
Director of Policy, EU; **Facebook**
- Jonathan Banks
Senior Vice President; **US Telecom Association**
- Kimberly Bassett
Executive Director; **The Wireless Foundation**
- Maria Jose Cantarino De Frias
Corporate Responsibility Manager; **Telefónica Group**
- Pablo Chavez
Managing Public Policy Counsel; **Google**
- James Dirksen
Vice President of Operations and Managing Member ; **RuleSpace, LLC.**
- Susan Fox
Vice President; Government Relations, **Walt Disney Company**
- Holly Hawkins
Director of Consumer Advocacy and Privacy; **AOL LLC**
- Natasha Jackson
Head of Content Policy; **GSMA**
- Tim Johnson
Vice President of Market Development; **BAE Systems Detica**
- Ricardo Kuri
Subdirector Atencion via Internet; **TELMEX**
- Fernando Laguarda
Vice President, External Affairs and Policy Counselor; **Time Warner Cable**
- Marian Merritt
Internet Safety Advocate ; Symantec Corporation
- Brent Olson
Assistant Vice President, Public Policy; **AT&T**
- Juan Otero
Director of External Affairs; **Comcast Corporation**
- David Pierce
Vice President of Public Affairs; **NCTA**
- Ana Luisa Rotta
European Projects Director; **Optenet**
- Massimiliano Tarantino
Telecom Italia
- Patricia E. Vance
President; **Entertainment Software Rating Board**
- Brian Webb
Head of Internet Customer Security & Specialist Services; **British Telecom**

出所) <http://www.fosi.org/about-fosi/fosi-board.html>

CTIA

2005年、通信産業の業界団体CTIA (Cable Telecommunications & Internet Association) は、FCCからの要請を受け、加盟する携帯電話事業者の取り扱うモバイル・コンテンツに関する自主規制の指針を定めたワイヤレス・コンテンツ・ガイドラインを策定している。同ガイドラインでは、各事業者は以下のことが求められている。

- 18歳未満にふさわしくない性的虐待などの暴力を表現しているインターネットの情報に関して、アクセスをコントロールする。関連分野の分類基準を参考に、自主的にコンテンツを最低限全年齢向けと18歳以上向けの2種類に選別すること、
- 未成年者保護の目的で、有害情報とされる情報への対策については、それに対応する合衆国法典、州法等に準ずること。
- CTIAと参加している携帯電話会社は、コンテンツの管理をするために、消費者への教育を進め、フィルタリング技術等の開発を促進し、活用可能となるまでは「18歳以上向け」コンテンツを配布しないこと。
- 各携帯電話会社は独立の第三者機関によるコンテンツのレーティング規準を設定する必要がある。ただし、分類の対象はキャリア・コンテンツ(携帯電話事業者による管理が及ぶコンテンツ)に限定されており、一般のインターネット・コンテンツやCGM等は対象とされていない。

またCTIAは、モバイル環境における責任あるワイヤレス技術の使用について、未成年者、保護者、教師を教育するために、ワイヤレス財団とともに、「Be Smart. Be Fair. Be Safe: Responsible Wireless Use」という情報サイトを開設している。このサイトは、未成年者が安全に携帯電話を使用できるように、保護者等に対して必要な素材とツールを提供している。さらに、CTIAと同プログラムに参加している携帯電話プロバイダとベンダーは、消費者、特に未成年者保護を目的として、自主ガイドラインを開発している。また、2010年4月にCTIAは、その自主ガイドラインにおいて顧客の位置情報に関するガイドラインを設けた。

CTIA メンバー企業一覧¹**Carrier-GM Members**

- [Allied Wireless Communications Corporation](#)
- Aloha Partners II, L.P.
- [AT&T](#)
- Barat Wireless, L.P.
- Bluegrass Cellular, Inc.
- [Carolina West Wireless](#)
- Cavalier Wireless, LLC
- [Cellcom](#)
- [Cellular Properties Inc, dba Cellular One](#)
- [Clearwire Corporation](#)
- [Cox Communications, Inc](#)
- [DoCoMo Pacific, Inc.](#)
- [East Kentucky Network LLC dba Appalachian Wireless](#)
- [GCI Communication Corp.](#)
- [GreatCall, Inc.](#)
- [Leap Wireless](#)
- [LightSquared](#)
- [Mohave Wireless](#)
- [MTA Wireless](#)
- [MTS Communications, Inc.](#)
- [Nex-Tech Wireless](#)
- [NTELOS, Inc.](#)
- [Pioneer/Enid Cellular](#)
- [Smith Bagley, Inc. DBA Cellular One of N.E. AZ](#)
- [SouthernLINC Wireless](#)
- SpectrumCo, LLC
- [Sprint Nextel Corporation](#)
- [Stelera Wireless, L.L.C.](#)
- [TerreStar Network Services, Inc](#)
- [T-Mobile USA](#)
- [TracFone Wireless, Inc](#)
- [U.S. Cellular](#)
- [Union Telephone Company](#)
- [Verizon Wireless](#)
- [Westlink Communications, Inc.](#)

Sup-GM Members

- [3Cinteractive](#)
- [Access Telecom, Inc](#)
- [AirCell, Inc.](#)
- [Alcatel-Lucent](#)
- [Anritsu Company](#)
- [AnyDATA, Inc](#)
- [Apple Inc](#)
- [Assurant Solutions](#)
- [Asurion](#)
- [BelAir Networks](#)

¹ http://www.ctia.org/membership/ctia_members/

- [BilltoMobile](#)
- [BlueAnt Wireless](#)
- [Bluetest AB](#)
- [Bravo Tech Inc.](#)
- [Brightstar Corporation](#)
- [Bytemobile, Inc.](#)
- CBS Interactive
- Cequent, Inc.
- Cibernet
- [Cisco, Inc.](#)
- [ClearSky Mobile Media, Inc](#)
- CNN Mobile
- DBSD North America, Inc.
- [Disney Mobile](#)
- [EMC Test Systems, L.P., \(ETS-Lindgren\)](#)
- [Ericsson, Inc.](#)
- [eSecuritel Holdings, LLC](#)
- [ESRI](#)
- [FiberTower Corporation](#)
- [Finsphere Corporation](#)
- [Frontline Test Equipment](#)
- [Garmin](#)
- [GelaSkins Inc.](#)
- [Gemalto](#)
- [GOGII, Inc.](#)
- [Good Technology](#)
- [Google Inc](#)
- GroupMe, Inc.
- [Harris Information Technology Services](#)
- [HEAD acoustics GmbH](#)
- [HTC America, Inc.](#)
- [Huawei Technologies](#)
- [HyperCube LLC](#)
- [IDI Billing Solutions](#)
- [Inmar](#)
- [InnoPath Software](#)
- [Interop Technologies](#)
- [Intrado, Inc](#)
- [Intuit](#)
- kgb
- [Kore Telematics Inc.](#)
- [LG Electronics MobileComm USA, Inc.](#)
- [LOC-AID Technologies, Inc](#)
- [M Seven System](#)
- [Major League Baseball, Advanced Media, L.P.](#)
- [MapInfo Corporation](#)
- [Medio Systems, Inc](#)
- [MI Technologies](#)
- [Microsoft Corporation](#)
- Mobile Messenger
- [Mobile Posse, Inc.](#)
- [Motorola Mobility, Inc.](#)
- [Motricity](#)
- [Movius Interactive Corporation](#)
- [National Analysis Center, Inc](#)

- [NBCUniversal Digital Networks](#)
- [Netbiscuits Inc.](#)
- [NeuStar, Inc.](#)
- [NextG Networks, Inc](#)
- [Nokia, Inc.](#)
- [Numerex Corp](#)
- [OnStar](#)
- [OpenMarket](#)
- [Openwave Systems](#)
- [Opticon, Inc.](#)
- [Panasonic Solutions Company](#)
- [Paratek Microwave, Inc.](#)
- [PaymentOne Corporation](#)
- [PCTest Engineering](#)
- [Personal Communications Devices, LLC \(PCD\)](#)
- [Petra Industries, Inc.](#)
- [Plantronics Inc](#)
- [Polaris Wireless, Inc.](#)
- [PPC](#)
- [QUALCOMM, Inc.](#)
- [Quality One Wireless, LLC](#)
- [QuickPlay Media Inc.](#)
- [RealNetworks](#)
- [Recellular, Inc.](#)
- [RemoteMDx Inc.](#)
- [Research In Motion](#)
- [Samsung Telecommunications America, L.P.](#)
- [Sasken Communication Technologies Limited](#)
- [SEQUANS Communication](#)
- [SGS US Testing Company, Inc.](#)
- [Single Touch Interactive, Inc.](#)
- [Smartcomm LLC](#)
- [SMC Networks Inc.](#)
- [Smith Micro Software, Inc.](#)
- [Snackable Media](#)
- [Southwire Company](#)
- [Sybase, Inc](#)
- [Syniverse Technologies](#)
- [Taqua, LLC](#)
- [TARGUSinfo](#)
- [TeleCommunication Systems, Inc](#)
- [Telefonica Internacional USA, Inc.](#)
- [The Howland Company, Inc](#)
- [The NPD Group](#)
- [The Weather Channel](#)
- [Transaction Network Services](#)
- [Tri-L Solutions, Inc.](#)
- [TSB PLUS DEAL, Corp d/b/a EYO AMERICA](#)
- [Vibes Media](#)
- [Vlingo Corporation](#)
- [WMC Global](#)
- [Zong, Inc](#)
- [Zoove Corp.](#)

Associate

- [7 layers](#)
- [AccuWeather, Inc.](#)
- [Agilent Technologies](#)
- [Alaska Communications Systems](#)
- [American Roamer Company, Inc.](#)
- [AT4 Wireless](#)
- [ATC Logistics & Electronics](#)
- [Audience, Inc.](#)
- [Azimuth Systems, Inc](#)
- [Bechtel Telecommunications](#)
- [Bloomberg Government](#)
- [Bluetooth SIG](#)
- [Boingo Wireless, Inc.](#)
- [Boku, Inc.](#)
- [Bragg Communications DBA Eastlink Wireless](#)
- [Brightpoint, Inc.](#)
- [Broadcom Corporation](#)
- [Bureau Veritas ADT](#)
- [Capital Telecom, LLC](#)
- [Caterpillar](#)
- [CDMA Development Group](#)
- [Cellairis.com](#)
- [Cenoplex, Inc.](#)
- [CETECOM](#)
- [CExchange, LLC](#)
- [China Telecommunication Technology Labs \(CTTL\)](#)
- [Ciena Corporation](#)
- [Cloudmark, Inc.](#)
- [Commscope](#)
- [Compliance Certification Services](#)
- [comScore](#)
- [ComSource, Inc](#)
- [Corning Cable Systems](#)
- [CT Miami LLC](#)
- [CWG LLC \(Communications Wireless Group\)](#)
- [Dell Inc.](#)
- [Deloitte & Touche, LLP.](#)
- [Dolby](#)
- [Elektrobit System Test Ltd.](#)
- [ETAK Systems, Inc.](#)
- [Fibrebond Corporation](#)
- [Ford Motor Company](#)
- [GENERAC Power Systems, Inc.](#)
- [GetJar](#)
- [Hyper Taiwan Technology, Inc.](#)
- [Incipio](#)
- [Intec Billing Inc.](#)
- [Intel Corporation](#)
- [Intertek](#)
- [iQmetrix](#)
- [Jumtap, Inc.](#)
- [Juniper Networks](#)

- [Kathrein Inc. Scala Division](#)
- [KGP Logistics](#)
- [KMW Communications](#)
- [Kyocera Communications, Inc.](#)
- [Lenco Mobile Inc.](#)
- [Lenovo Inc.](#)
- [Malsha LLC](#)
- [Marvell Semiconductor, Inc.](#)
- [mBlox, Inc.](#)
- [Metrico Wireless](#)
- [Millennial Media](#)
- [Mobileistic](#)
- [MobiTV, Inc](#)
- [Multi-Tech Systems, Inc.](#)
- [National Electronics](#)
- [NEC Corporation of America](#)
- [New Retail Solutions](#) (Under construction)
- [Novatel Wireless](#)
- [NTT DoCoMo USA, Inc.](#)
- [Offwire](#)
- [Omnilert, LLC](#)
- [Oracle Corporation](#)
- [Palm, Inc](#)
- [Plateau Telecommunications](#)
- [Powermat](#)
- [Protect Cell](#)
- [Qmadix](#)
- [Qualcomm Q-Lab](#)
- [Radio Frequency Systems](#)
- [RBC Daniels, a division of RBC Capital Markets Corp](#)
- [Rohde & Schwarz](#)
- [Sabre Industries, Inc.](#)
- [SATIMO](#)
- [SETAR-Servicio Di Telecomunicacion](#)
- [Sierra Wireless](#)
- [Simplexity LLC](#)
- [Smart Synch](#)
- [Sony Corporation of America](#)
- [SPEAG \(Schmid & Partner Eng. AG\)](#)
- [Spirent Communications](#)
- [Sporton International Inc.](#)
- [Stargreetz](#)
- [Strategy Analytics, Inc.](#)
- [Superior Communications](#)
- [Symantec Corporation](#)
- [Synchronoss Technologies](#)
- [Talley, Inc](#)
- [TCT Mobile Inc.](#)
- [TECORE, Inc.](#)
- [TEKELEC](#)
- [Telecom Expert Group, LLC](#)
- [Telecom. Metrology Center/Ministry of Information](#)
- [Telecommunications Technology Association \(TTA\)](#)
- [TELUS Communications Company](#)
- [Texas Instruments, Inc.](#)

- [The Management Network Group, Inc. \(TMNG\)](#)
- The Washington Post
- [TUV Rheinland Group](#)
- [Twilio, Inc.](#)
- [Valor Communication Inc.](#)
- [Ventus](#)
- [W.L. Gore & Associates, Inc.](#)
- [Wiley Rein LLP](#)
- [Wilkinson Barker Knauer, LLP](#)
- [Wireless One, Inc.](#)
- [Xentris, LLC](#)
- [ZAGG Inc.](#)
- [ZTE Corporation](#)

海外企業の参加も可能であり、日本企業も複数参加している。

Mobile Marketing Association

Mobile Marketing Association (MMA) は、世界 40 カ国以上 750 社のメンバー会員を持つ携帯電話サービスの非営利団体で、携帯電話市場とその関連技術の成長を推進する目的で設立された。

MMA でも、消費者へのガイドラインを作成しており、未成年者をターゲットとしたマーケティングに関して幅広いガイドラインを定めている。

特に 13 歳未満の未成年者に対してのショート・メッセージ・サービスや、マルチメディア・メッセージ・サービスなどを含むコンテンツに関しては、業界が責任を持たないといけないとガイドラインを制定している。さらに、合衆国法典、州法などに関するキャリアの義務や消費者のプライバシーの保護の他に、業者が発信する ShortCode、MMA Global Code を正しく使用すること、などが定められている。

Facebook

Facebook では、6 人の民間非営利組織の代表者で構成されている安全諮問委員会の助けを受け、安全センターを設立している。Facebook のサイトの各ページの下部にプライバシー・リンクを貼っている。また、Facebook は、同委員会が実施する消費者向け教育プログラムの支援のために基金も提供している。2009 年に Facebook は新たなプライバシー規定を発表し、メンバー全員にプライバシー設定をするよう義務付けている。現在は、世界中の 3 億人以上のユーザーが同設定を実施している。

インターネットの安全な利用に関する教育を促すページに加えて、同社はサイトに Contextual messaging を設置している。例えば、新規ユーザーが登録手続を行う際にユーザーは、プライバシー・オプションを問われるようになっている。また、自身のステータス情報を変更する際に、現在の

内容に関するプライバシー設定を表示する小さな鍵型アイコンがあり、そこでユーザーが設定を変更することもできるようになっている。

その他、ユーザー登録が18歳未満の未成年者である場合には各種機能が制限される設定を用意している。例えば、未成年者がチェックしたものはその友人だけが見ることができる。また、未成年者に対しては、友人の輪を広げていくオプションは設定されていない。もし誰かが未成年者がいる場所にタグをした場合は、未成年者の名前は友人にのみ表示される。また、未成年者の名前が Here Now というページにある場合は、未成年者の友人以外は表示されないようになっている。

他方、Facebook は情報プライバシーの普及活動をしている Data Privacy Day と共同で、2010年1月、プライバシーに関するガイドラインを発表している。このガイドラインは、特に Facebook のユーザーに対してのもので、その内容は例えば、絶対にユーザー・アカウントやパスワードを他人に教えないこと、プライバシーの設定では、自分にとって何が一番適しているのかを判断すること、誰もが自分の記事にアクセスできるという点に気をつけ、その詳細をプライバシー・コントロールで設定すること、などが記載してある。

MySpace 及び Yahoo!

インターネットの安全な利用を目指し、MySpace と複数の SNS サイトが 2008 年に結成した「Internet Safety Technical Task Force」による、「子どもの安全とオンライン・テクノロジーの強化」の最終報告によると、例えば、MySpace では不適切な領域へのアクセスに関しては、18歳未満のユーザーに対して閲覧の制限や拒否をしている。また、アルコール、喫煙、飲酒に関連する広告へのアクセスもブロックしている。同サイトでは、安全な利用への助言のページで、サイトの安全な設定の方法についてのガイドラインを設けている。

このガイドラインには、MySpace Forum は公共のスペースだということを常に念頭に入れて、公表されたくない自身の情報は控えることを促している。また、自分のグループに見知らぬ者を追加する際には、その者の名前が必ずしも本名ではないことに注意するなどが挙げられている。

また、Yahoo!は未成年者に対する成人向けコンテンツの表示を防止する検索機能を設置している。さらに、サイト画面の下部には安全利用についてのリンクを貼っており、インターネットの安全な利用についてのガイドラインを設定している。このガイドラインでは、Yahoo! が児童オンライン・プライバシー保護法(COPPA)に基づいていることを明記し、ウェブサイトを利用する前に保護者が行うこととして、まず、未成年者が閲覧しようとするウェブサイトについて理解し、未成年者用のコンピュータの設置場所への配慮や、ペアレンタル・コントロールのソフトウェアの利用、あるいは、家庭におけるインターネットの安全な利用に関してのルールを設定すること、などが指示されている。

カリフォルニア州及びテキサス州の取り組み

カリフォルニア州は、Cyber Safety for Children の提携民間組織も全米で活動しており、カリフォルニア州のみで活動しているような民間組織は特定できないテキサス州検事局のサイト Cyber Safety で紹介している民間機関 Netsmartz も全米規模で活動しているが、テキサス州のみで活動している民間組織は特定できない。

4-3. 有害情報のレーティングなどの分類方法

連邦政府

CTIA ワイヤレス協会では、具体的なレーティングの分類は提供していないが、各電話会社がコンテンツのレーティング規準を設定するべきだとしている。

例えば CTIA では、レーティングが実践的に利用できるように、携帯電話会社とは利害関係のない第三者が(ペアレンタル・コントロールを行っている「Content Patrol™」等)、コンテンツのレーティング規準を作成し、維持し、適時修正することを勧めている。

Verizon 社など通信会社のレーティング

インターネット及びモバイル通信のプロバイダである Verizon 社では、同社のサイト、ペアレンタル・コントロール・センターで、コンテンツの内容を、適齢別に、C7+、T13+、YA17+というレーティングを設定している。これは、同社が提供しているオプションで、フィルタリング機能を使用した場合に有効であり、この機能を利用しない場合は、レーティングの表示はされない。

未成年者にとってふさわしくない情報については、ゲームや着信音の変化、チャット・プログラムの全てにおいて、レーティングの表示がされる Short Code という設定があり、また、フィルタリング機能(無料)を設定できるサービスを提供している。

これら Short Code プログラムには、C7+(7歳以上)、T13+(13歳以上)、YA17+(17歳以上)や、M18+(18歳以上)等のレーティングを設定している。但し、その分類基準の詳細等は示されていない。各レーティングは、年齢にふさわしいコンテンツを表示することで、保護者によるペアレンタル・コントロールを促している。

その他の通信会社においては、AT&T では、18歳以上向けのコンテンツを自社内のプロセスによって選別しているとする。T-Mobile では 18歳以上向けのコンテンツのフィルタリングを可能とする Web Guard システムにおいて、ブラックリストの管理をサード・パーティーに委託していると公表している。

インターネット・コンテンツ・レーティング・システム

フィルタリングのソフトウェア会社も、ウェブサイトのレーティング・システムに協力している。例えば ICRA は、インターネット・コンテンツの基盤となる Platform for Internet Content Selection を作成し、技術的な面での支援を行っているが、具体的には、ウェブコンテンツの管理者が自発的に HTML や XML のウェブサイトのコード内に、通常スニペットと呼ばれている短い概略が表示される紹介文を埋め込むことで、閲覧者がサイトのコンテンツの内容を直ぐに判断できるように働きかけている。

レーティングとラベリング計画

インターネットの安全な利用は、現時点では、レーティングとラベリングを利用したフィルタリングに依存している。

フィルタリングに適用されるレーティングの基準については、コンテンツの選別やブロッキングが容易にできるため、既に確立されている「全米映画協会や、「エンターテインメント・ソフトウェア・レーティング委員(Entertainment Software Rating Board 以下、ESRB)、「アメリカレコード産業協会(Recording Industry Association of America Recording(以下、RIAA))等のレーティング・システムがインターネット業界にも導入されている。

一方で、一般のユーザーが作成するようなサイトでは、ユーザーがコンテンツを作成しサイトに上げているため、コンテンツも幅広い内容となり、ラベリングを行うのは困難である。そこで多くのウェブサイトでは、コミュニティ警備を呼びかけ、ユーザー自らが他者の掲示したコンテンツへ「タグとフラグ」をつけるラベリングを各サイトでは推奨している。

また、サイト提供者やツール開発業者は、「クラウド・ソーシング」を利用したコンテンツのラベリングを行っている。もちろん、これにはサイト側が、リアルタイムでポルノ画像の検出やコンテンツのテキスト・タグを見直すなど、マニュアルで「コンテンツの見直し」作業をすることが補助的作業として必要となる。

エンターテインメント・ソフト・レーティング委員会

エンターテインメント・ソフト・レーティング委員会(The Entertainment Software Rating Board、ESRB)は、エンターテインメント・ソフト産業において、独自のレーティング・システムを設け、広告のガイドラインを実施し、オンライン・プライバシーの保護を支援する自主規制機関である。エンターテインメント・ソフト・レーティング委員会によるレーティング・シンボルは以下の図表のとおりであり、ゲームソフトのパッケージなどに掲載されており、購入者および店頭の販売員の注意を促している。

ESRB Rating Symbols



EARLY CHILDHOOD

Titles rated **EC (Early Childhood)** have content that may be suitable for ages 3 and older. Contains no material that parents would find inappropriate.



EVERYONE

Titles rated **E (Everyone)** have content that may be suitable for ages 6 and older. Titles in this category may contain minimal cartoon, fantasy or mild violence and/or infrequent use of mild language.



EVERYONE 10+

Titles rated **E10+ (Everyone 10 and older)** have content that may be suitable for ages 10 and older. Titles in this category may contain more cartoon, fantasy or mild violence, mild language and/or minimal suggestive themes.



TEEN

Titles rated **T (Teen)** have content that may be suitable for ages 13 and older. Titles in this category may contain violence, suggestive themes, crude humor, minimal blood, simulated gambling, and/or infrequent use of strong language.



MATURE

Titles rated **M (Mature)** have content that may be suitable for persons ages 17 and older. Titles in this category may contain intense violence, blood and gore, sexual content and/or strong language.



ADULTS ONLY

Titles rated **AO (Adults Only)** have content that should only be played by persons 18 years and older. Titles in this category may include prolonged scenes of intense violence and/or graphic sexual content and nudity.



RATING PENDING

Titles listed as **RP (Rating Pending)** have been submitted to the ESRB and are awaiting final rating. (This symbol appears only in advertising prior to a game's release.)

ESB の設立母体である、ESA(Entertainment Software Association)のメンバーリスト²

- | | |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| • 38 Studios | • Nintendo of America Inc. |
| • 345 Games | • Nival |
| • 505 Games | • NVIDIA |
| • Capcom USA, Inc. | • Games, Inc. |
| • Deep Silver | • Perfect World Entertainment |
| • Disney Interactive Studios, Inc. | • Rubicon Organization |
| • Eidos Interactive | • SEGA of America, Inc. |
| • Electronic Arts | • Slang |
| • Epic Games, Inc. | • Sony Computer Entertainment America |
| • Her Interactive, Inc. | • Sony Online Entertainment, Inc. |
| • Ignition Entertainment | • Square Enix, Inc. |
| • Konami Digital Entertainment | • Take-Two Interactive Software, Inc. |
| • LEVEL-5 Inc. | • Tecmo Koei America Corporation |
| • Little Orbit | • THQ, Inc. |
| • Mad Catz Interactive, Inc. | • Trion Worlds, Inc. |
| • Microsoft Corporation | • Ubisoft Entertainment, Inc. |
| • Namco Bandai Games America Inc. | • Warner Bros. Interactive Entertainment |
| • Natsume Inc. | • Inc. |
| • Nexon America, Inc. | • XSEED Games |

日本の主要ゲームメーカーも多数参画しており、大きな影響力を持つ。

カリフォルニア州とテキサス州

カリフォルニア州では、法的な規則そのものは無いが、Cyber Safety for Children の Coalition として提携している民間組織の中で、既述の ESRB や、「Common Sense Media」が、未成年者の安全に関してのレーティングを実施している。いずれもレーティングに関しては、規制に基づいているものではないが、テレビ、映画、ゲーム、ウェブサイトにおいて年齢に応じて相応しいか否かのレーティングを行っており、これらの民間組織を同 Cyber Safety for Children のサイト・ユーザーに推奨している。

テキサス州でも、連邦やカリフォルニア州と同様、同州における法的規制はない。ESRB のレーティング・システムを推奨している。

² <http://www.theesa.com/about/members.asp#38#38>

4-4. その他未成年者のインターネット環境の改善に関する民間団体

インターネットの利用環境の改善には、多くの民間機関が関与していることから、米国政府はこれら民間団体を活用することで、積極的に啓蒙活動を促進している。米国司法省や連邦捜査局のサイトでは、非営利団体や民間機関のインターネットの安全な利用に関する取組を参照リンクとして数多く紹介されており、以下のような団体を取り上げられている。

Enough is Enough (EIE)

EIE は、2005 年 9 月、米国司法省の少年司法・非行防止事務局からの支援を受け、安全なインターネットの利用に関しての啓発プログラム Internet Safety 101 を開始している。同プログラムは、未成年者がインターネットを利用する際に起こる可能性のある危険を未然に防ぐことができるように、保護者や他の成人の擁護者などに対して「犯罪から未成年者を守るよう努める第一線者での立場」となるべく教育し、啓発するものである。

カリフォルニア州及びテキサス州

カリフォルニア州の個人情報保護室では、子どものインターネットの安全な利用に関するカリフォルニア州同盟とパートナーシップを持つことで、地元はもちろんのこと、全米の非営利団体や民間組織の活動を支援し協力体制をとって、安全なインターネットの利用に関する取組を行っている。

テキサス州オースティン市では、一般市民がより多くテクノロジーに触れる機会を与えることを目的に活動している民間団体や非営利団体に対して、「City of Austin Grant for Technology Opportunities Program(以下、GTOPs)」という制度の下で助成金を交付している。

ConnectSafely

ConnectSafely は保護者、10 代の未成年者、教育者、擁護者等、ウェブに関心のある市民全てに対して、インターネットに関する教育普及活動を行っている団体である。

未成年者の生活の一部として、今や、ユーザー参加型サイトや、マルチプラットフォーム型や、PC やモバイルでの SNS など、インターネット上にコミュニティサイトが氾濫している状況で、ユーザーがウェブ 2.0 を安全に共有できるように、情報提供が行われている。

同サイトのフォーラムでは、10 代の未成年者と保護者が、未成年者の安全なインターネットの利用について議論することで、お互いの理解促進を図っている。ConnectSafely では、10 代の未

成年者と保護者に対して、あらゆる種類の SNS に対応した助言や、最新のテクノロジー・ニュース、その他のリソースを提供し一般市民のリテラシー向上に努めている。

姉妹サイトにセーフ・キッズ(SafeKids.com)、セーフ・ティーンズ(SafeTeens.com)、「ネット・ファミリー・ニュース(NetFamilyNews.org)などがあり、子ども向け、10代の未成年者向け、家族向けに分けて、メディア・リテラシーの向上を目指した情報提供を行っている。

SafeKids.com

ConnectSafely の姉妹サイト SafeKids.com は、インターネットの安全な利用のための活動を行うサイトの中でも、最も古く最も長く続いているサイトの一つである。創設者ラリー・マジッド氏(Larry Magid)は、「情報ハイウェイにおける子どもの安全 (Child Safety on the Information Highway)1994」の作者であり、技術ジャーナリストとして子どもの安全に関連した記事を紹介している。

Safe America

I-Safe America は、Internet Safety 財団の活動の一環で、未成年者が責任を持って安全にインターネットを体験ができるように、啓発活動を行っている。

チャットのホストや、ルームの監視者、HTML のコーダー、プログラマー、ライター、エディター、ユーザーなどが関わり、インターネットの安全な利用が一般に浸透するよう、あらゆる情報を提供している。

Net Safety-The NetSmartz Workshop

保護者と教育者のために 5～13 歳用のインタラクティブなレッスン計画を提供している。

Net Literacy

Net Literacy は学生が管理する非営利団体で、地域の福祉プログラムを通じて未成年者の慈善活動を促進する活動を行っているが、そこでは公立の学校にコンピューター・ルームを創設し、それによって未成年者のコンピューター・アクセスを増加させ、また、コンピュータとインターネットの技能を教える活動も行っている。

マイクロソフト社

マイクロソフト社など、大手のインターネット関連企業が、安全なインターネットの利用やセキュリティに関する活動などコミュニティーへの啓発活動を行っている。

マイクロソフト社は、Boys and Girls of America という取組の一環として、Stay Safe Online というウェブサイトを運営している。同サイト内では、子どもがインターネットの利用に関して正しい選択ができるよう、チャット・ルームやメールの利用などに関して、分かりやすく説明している。

AOL

大手インターネット・プロバイダの AOL は、創業時より、インターネットを安全に利用する上で必要な情報を提供してきた。SafetyClicks というブログを運営し、インターネットを安全に利用する上で必要な情報の取得を補助するために、保護者や未成年者に対して必要なツールを提供している。

AT&T

大手電気通信会社の AT&T 社の「Stay Connected, Stay Safe site」では、有線・無線通信サービスの安全な利用に関する助言と対話式のゲームを提供している。また、Wireless Smart という部署を設立して、保護者が未成年者の通話を管理ができるようにプログラム情報を提供している。

GetNetWise.org

このサイトでは、フィルタリング・ツールに関するデータベースや、未成年者用のブラウザー、コンピュータの使用時間に制限をかけるツール、スパム・フィルタリング・ツールなどを家庭に提供している。また、MySpace と FaceBook のプライバシー設定の使用に関して、便利なビデオ・チュートリアルがある。

米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載